

## 障害者施設への配慮

- 以下に示す医療機関の療養病棟であって、平成18年6月30日に現に特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定する療養病棟に入院している患者(重度の肢体不自由児(者)又は知的障害者に限る。)については、医療区分1の者を2と見なす。

○児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設

○児童福祉法及び身体障害者福祉法に規定する国立高度専門医療センター及び(独)国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの

21

## 介護保険移行準備病棟

- 経過的に、「患者の状態に合わせて、医師、看護職員等の配置を薄くする」選択肢を設定。
- 具体的には、平成18年6月30日時点において、療養病棟入院基本料等を算定している病棟について、**医療区分1の患者を6割以上**入院させている場合には、平成24年3月31日までの間は、介護老人保健施設等への移行準備計画を要件として、医師・看護職員等の配置が緩和された類型を設定する。**(入院基本料A～Eを算定可能)**
- **月平均夜勤時間数72時間以下の要件を満たさなくともよい。**

人員配置の例(60床満床の場合)

	医師	看護職員	看護補助者
通常の医療療養病棟	1. 25人(48:1) 病院の最低数3人	12人 (25:1の場合)	12人 (25:1の場合)
介護保険移行準備病棟	0. 625人(96:1) 病院の最低数2人	8人 (40:1の場合)	16人 (20:1の場合)

22